

維持管理技術者講習、技術者・技術者補登録 及び維持管理業者登録に関する細則

特定非営利活動法人 ディスポーザ生ごみ処理システム協会

2020年4月1日 制定

第1章 総則

(目的)

第一条 ディスポーザ排水処理システムを適切に維持管理するための技術レベルを一定以上に保持することを目的に、ディスポーザ生ごみ処理システム協会（以下、「FWPA」と称す。）は維持管理技術者の講習、維持管理技術者・技術者補の登録、並びに、維持管理業者の登録の制度について定める。

第2章 維持管理技術者講習

(受講資格)

第二条 維持管理技術者講習の受講資格は、特に定めない。

(講習の開催)

第三条 維持管理技術者講習を次のように開催する。

- (1) 講習を開催するにあたり、FWPA のホームページで事前告知しなければならない。
- (2) 新規講習については、年度内に1回以上は開催しなければならない。

(新規講習内容)

第四条 新規講習の内容は次の通りとする。

- (1) 講習時間 別途定める。
- (2) 講習科目及び時間 別途定める。

(新規講習修了試験)

第五条 新規講習修了試験は次のように定める。

- (1) 新規講習終了後、直ちに新規講習修了試験を実施するものとする。
- (2) 新規講習修了試験の問題作成等については次のように定める。
 - ① 問題作成 技術委員会の中から指名する問題作成委員が作成する。
 - ② 採点 受講者の氏名をふせたうえで、総務委員会の中から指名する採点委員が行う。ただし、採点委員は、問題作成委員と重複することはできない。
- (3) 合否判定は、各委員会の委員長が行うものとし、合格者には講習修了証を発行する

(更新講習)

第六条 更新講習については次に定める。

- (1) 講習時間 別途定める

(2) 講習科目及び時間 別途定める

(受講料)

第七条 受講料は、新規については 45,000 円、更新については 8,000 円とする。なお、新規の受講料には、新規講習修了試験の受験料も含まれるものとする。

第 3 章 維持管理技術者の登録

(登録の条件)

第八条 新規講習を受講し、講習修了試験に合格した維持管理技術者講習修了者で、かつ以下の①～⑥の何れかの資格、若しくは、これらと同等と判断される資格を取得している者は、登録申請により維持管理技術者として登録ができるものとする。

①下水道技術検定合格者 ②下水道管理技術登録試験合格者 ③浄化槽管理士 ④公害防止管理者（主任又は水質関係） ⑤環境計量士 ⑥管工事施工管理技士（一級・二級）

(登録の有効期限)

第九条 登録の有効期限は登録を行なった日から 5 年目の年度の 6 月末日までとし、更新時は、本細則第六条で定める更新講習を受講し、かつ登録更新の手続きを行うことで、維持管理技術者としての登録が更新されるものとする。なお、登録の有効期限が過ぎた場合でも、同一年度内であれば更新扱いとすることができる。

(登録料)

第十条 維持管理技術者の新規登録料は 10,000 円、更新登録料は 5,000 円とする。

(登録証の発行)

第十一条 FWPA は、新規登録、若しくは、更新登録を行なった者に対し、以下の項目を明記した顔写真付の維持管理技術者登録証を発行するものとする。

①登録番号 ②氏名 ③生年月日 ④有効期限

(登録証の再発行)

第十二条 紛失や氏名等の変更により維持管理技術者登録証を再発行する場合は、総務委員長と事務局員の双方が確認し再発行を行う。この場合の再発行料は 2,500 円とする。

第 4 章 維持管理技術者補の登録

(登録の条件)

第十三条 新規講習を受講し、講習修了試験に合格した維持管理技術者講習修了者のうち、本細則第 3 章で定める維持管理技術者の要件を満たさない者で、かつ本細則第 5 章で定める維持管理業者登録を行なっている業者に所属する者は、維持管理技術者補登録申請により維持管理技術者補として登録ができるものとする。

(登録の有効期限)

第十四条 登録の有効期限は登録を行なった日から 5 年目の年度の 6 月末日までとし、更

新時は、第六条で定める更新講習を受講し、かつ登録更新の手続きを行うことで、維持管理技術者補としての登録が更新されるものとする。

(登録料)

第十五条 維持管理技術者補の新規登録料は 6,000 円、更新登録料は 3,000 円とする。

(登録証の発行)

第十六条 FWPA は、新規登録、若しくは、更新登録を行なった者に対し、以下の項目を明記した維持管理技術者補登録証を発行するものとする。

①登録番号 ②氏名 ③生年月日 ④有効期限

(登録証の再発行)

第十七条 紛失や氏名等の変更により維持管理技術者補登録証を再発行する場合は、総務委員長と事務局員の双方が確認し再発行を行う。この場合の再発行料は 1,500 円とする。

(維持管理技術者への移行時の取扱い)

第十八条 有効期限内に本細則第八条で定める①～⑥の何れかの資格、若しくは、これらと同等と判断される資格を新たに取得した者は、随時、維持管理技術者登録の新規登録申請を行なうことができるものとする。ただし、有効期限は維持管理技術者補の期限を引き継ぐものとし、維持管理技術者登録の新規登録料は、維持管理技術者補の有効期限の残存年数により別途定めるものとする。

第 5 章 維持管理業者の登録

(登録の条件)

第十九条 維持管理業者の登録は、登録を受けた維持管理技術者が 1 名以上在籍していることを条件とする。

(申請手続き)

第二十条 維持管理業者登録を申請しようとする者は、所定の登録申請書に必要事項を記載し必要書類を添付の上、FWPA に申請するものとする。

(登録手続き)

第二十一条 FWPA は、登録申請者に必要事項が記載されていること、および必要書類が添付されていることを確認した後、申請書受理日から 1 ヶ月以内に維持管理業者登録証を発行するものとする。

(登録情報の公開)

第二十二条 FWPA は、登録された業者の情報(登録番号、法人名、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、維持管理技術者・技術者補の数、担当者)を FWPA ホームページ上に公開する。

(変更申請手続き)

第二十三条 登録業者は法人名、住所、代表者名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、維持管理技術者、担当者に変更が生じた場合は、変更が生じた日から 6 ヶ月以内に、変更内

容を FWPA に書面で連絡し、変更申請手続きを行わなければならない。

(登録の取り消し)

第二十四条 FWPA は、次の各号の一に該当する場合は、維持管理業者登録を取り消すことができる。

- (1)前条の変更申請手続きが故意に行われなかった場合
- (2)登録申請書および添付書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (3)旧建設大臣登録、旧基準による適合評価、若しくは規格適合評価・製品認証を取得していないディスポーザ排水処理システムの維持管理業務を行なったことが明らかになった場合
- (4)下水道事業体等が定めたディスポーザ排水処理システムに係る要綱、指針等に違反した行為を行なったことが明らかになった場合
- (5)維持管理に関する計画書に著しく違反した行為を行なったことが明らかな場合
- (6)維持管理業者登録に必要な維持管理技術者が確保できなくなった場合
- (7)維持管理業務を遂行することが出来なくなったことが判明した場合
- (8)登録業者及びその関係者（親会社、子会社、他の会社の関連会社である場合の当該他の会社及び特別利害関係者）が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったことが明らかになった場合

(登録情報の変更等内容の公開)

第二十五条 FWPA は、変更申請のうち、本細則第二十二条による登録情報の公開内容に変更が生じた場合、或いは、本細則第二十四条により登録を取り消した場合、変更等内容をホームページ上に公開する。

(登録有効期限)

第二十六条 登録有効期限は、登録を行なった日から 5 年目の年度の 1 月末日までを期限とする。登録を更新する場合には、あらたに登録更新手続きを行わなければならない。

(登録手数料)

第二十七条 新規登録手数料は 10,000 円、登録更新手数料は 5,000 円とする。

(登録証の発行)

第二十八条 FWPA は、新規登録、若しくは、更新登録を行なった業者に対し、以下の項目を明記した維持管理業者登録証を発行するものとする。

- ①登録番号
- ②登録業者名
- ③住所
- ④代表者名
- ⑤登録日
- ⑥有効期限
- ⑦維持管理技術者氏名・登録番号
- ⑧維持管理技術者補氏名・登録番号

(登録証の再発行)

第二十九条 本細則第二十三条で定める登録事項変更に伴って登録証を再発行する場合は、総務委員長と事務局員の双方が確認し再発行を行う。この場合の再発行手数料は 2,500 円とする。なお、紛失等その他の事由による再発行の手数料は 5,000 円とする。